

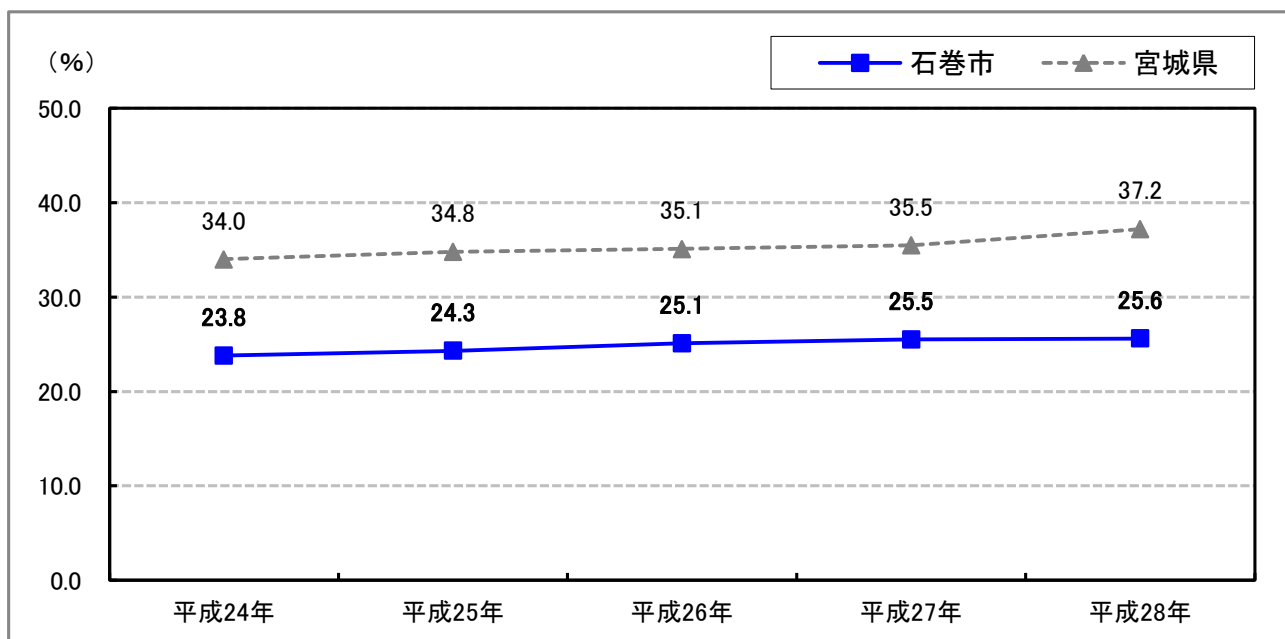
資料

資料

1 石巻市の現状

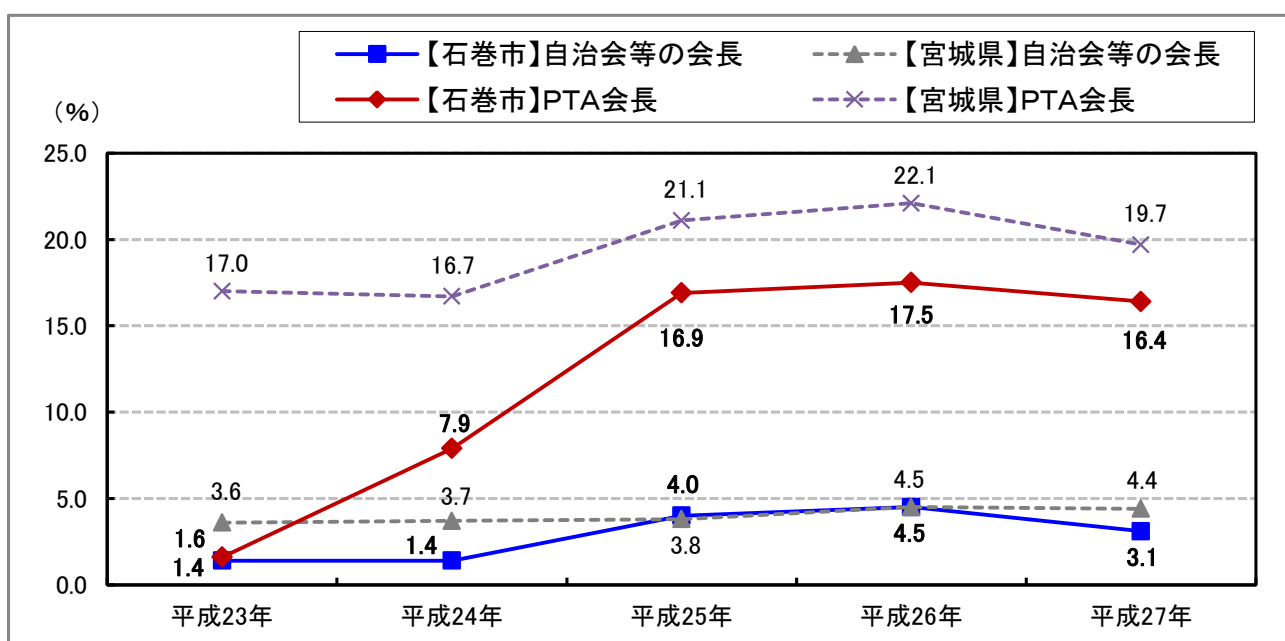
(1) 各統計結果

【図表1】 審議会・委員会等の女性委員登用率の推移



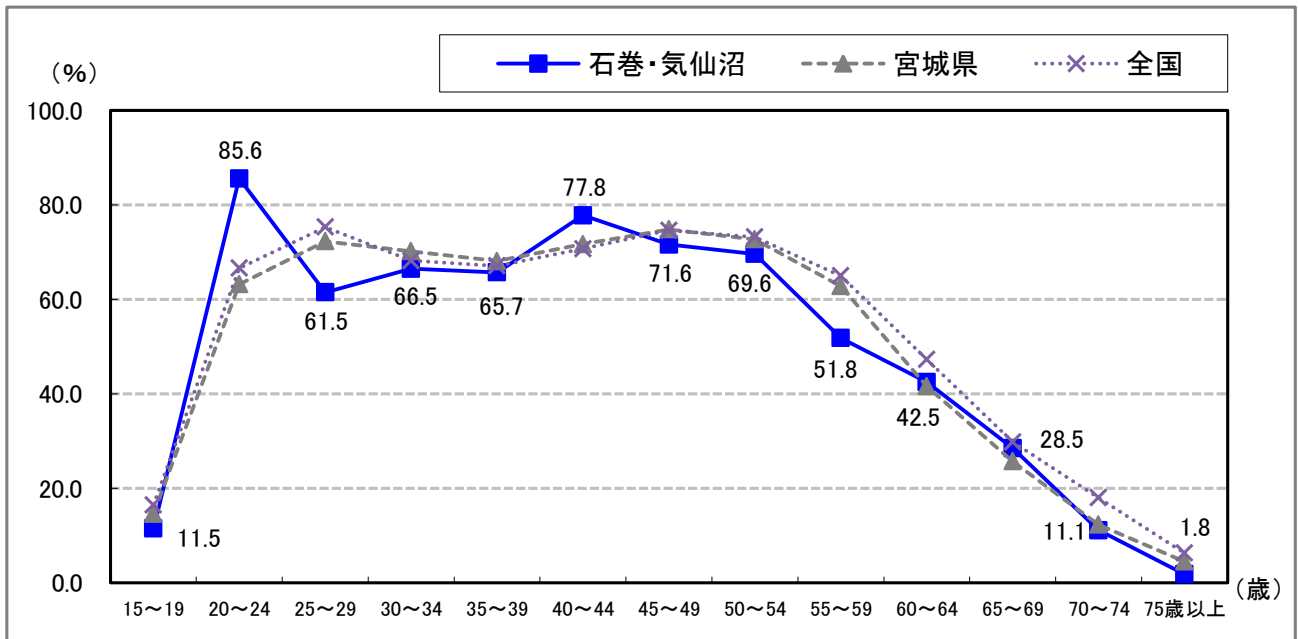
資料：石巻市男女共同参画基本計画進捗状況調査結果より（各年4月1日現在）
資料：宮城県：平成28年度宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告より（各年4月1日現在）

【図表2】 自治会長及びPTA会長の女性会長登用率の推移



資料：平成28年度宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告より
石巻市：石巻市の自治会等の会長（各年10月1日現在）、石巻市のPTA会長（各年6月1日現在）
宮城県：宮城県の自治会等の会長（各年4月1日現在）、宮城県のPTA会長（各年4月1日現在）

【図表3】 女性の年齢階級別有業率



資料：「平成 24 年就業構造基本調査」(総務省統計局)

【図表4】 保育所の入所者数の推移

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
0 歳児	47	40	72	80	97
1 歳児	160	203	207	248	283
2 歳児	281	280	322	336	372
3 歳児	404	403	421	446	443
4 歳児	424	471	467	481	475
5 歳児	408	454	493	473	485
計	1,724	1,851	1,982	2,064	2,155

資料：石巻市子ども保育課 (各年度 4 月 1 日現在)

【図表5】 待機児童数の推移

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
待機児童数	35	35	31	21	45

資料：石巻市子ども保育課 (各年度 4 月 1 日現在)

※平成 28 年 4 月 1 日現在の待機児童数…62 人

【図表6】 幼稚園の入園者数の推移

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
3 歳児	202	279	267	288	278
4 歳児	602	616	616	526	548
5 歳児	617	643	639	622	527
計	1,421	1,538	1,522	1,436	1,353

資料：学校基本調査（各年度 5 月 1 日現在）

【図表7】 一時預かり事業の実施状況

(単位：か所、人、件)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施か所数	3	3	4	4	4
定員数	20	20	30	30	30
延利用件数	1,398	1,857	2,345	2,884	3,939

資料：石巻市子ども保育課（各年度 3 月末現在）

【図表8】 放課後児童クラブの実施状況

(単位：か所、人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施か所数	28	28	32	33	40
定員数	1,150	1,210	1,464	1,700	1,975
待機児童数	47	15	21	41	137

資料：石巻市子ども保育課（各年度 4 月 1 日現在）

※平成 28 年 4 月 1 日現在の 実施か所数…43 か所、定員数…2,135 人

【図表9】 子育て支援センターの実施状況

(単位：か所、件、組)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
設置か所数	6	6	6	6	10
相談件数	184	664	505	656	707
支援件数	379	623	448	398	434
親子教室等参加親子数	4,822	9,940	8,252	8,161	18,060

資料：石巻市子育て支援課（各年度 3 月末現在）

【図表 10】 延長保育の実施状況

(単位：か所、人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施か所数	6	6	7	10	10

資料：石巻市子ども保育課（各年度 4 月 1 日現在）

【図表 11】 市民相談センター・虐待防止センターにおけるDV・女性相談件数

(単位：件)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
DV・女性相談件数	96	87	65	54	30
DV相談	46	50	36	35	23
女性相談	50	37	29	19	7

資料：石巻市虐待防止センター（各年度 3 月末現在）

※女性相談とは、離婚や親族、家族関係（嫁・舅）等の相談を指す。

(2) 市民意識調査結果（抜粋）

調査対象	石巻市内在住の18歳以上の男女2,700名								
抽出方法	平成28年8月31日現在の住民基本台帳から各地区、年齢及び男女別の人口比率に基づき無作為抽出								
調査方法	郵送配付—郵送回収								
調査期間	平成28年9月15日～平成28年10月7日								
調査テーマ	①復旧・復興事業 ④地域包括ケアシステム ②男女共同参画 ⑤観光 ③子育て支援 ⑥広報事業								
回収結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者数</th> <th>回収数</th> <th>有効回収数</th> <th>有効回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,700人</td> <td>1,029人</td> <td>1,029人</td> <td>38.1%</td> </tr> </tbody> </table>	対象者数	回収数	有効回収数	有効回収率	2,700人	1,029人	1,029人	38.1%
対象者数	回収数	有効回収数	有効回収率						
2,700人	1,029人	1,029人	38.1%						
企画・実施	石巻市 総務部 秘書広報課								

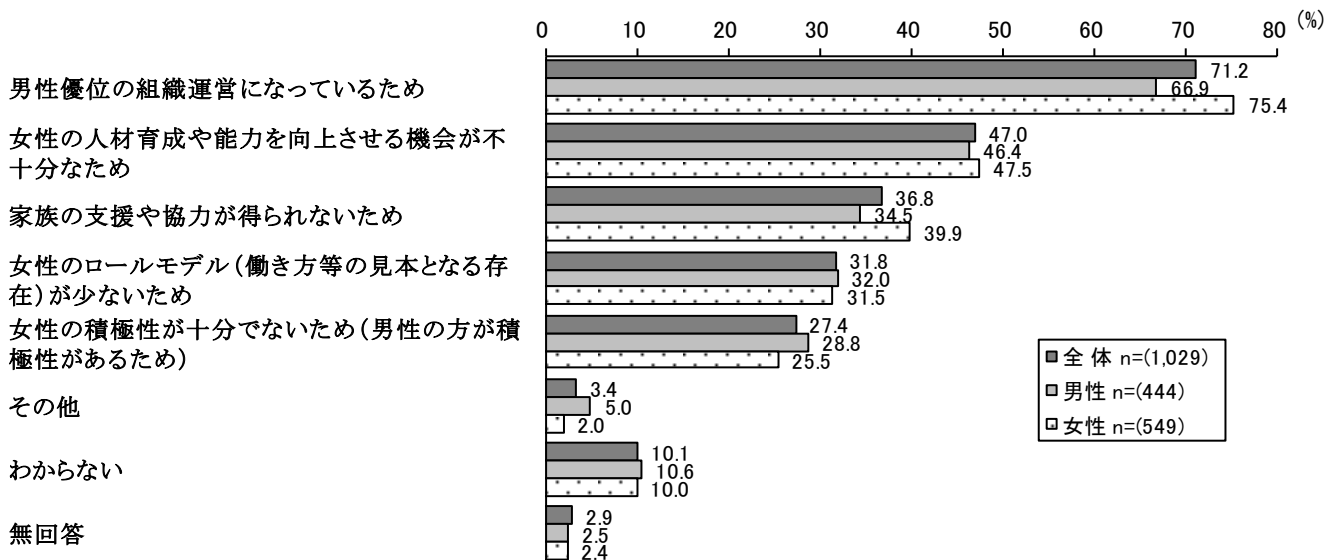
■回答者の属性

調査数	男性	女性	無回答
1,029	444	549	36
100.0	43.1	53.4	3.5

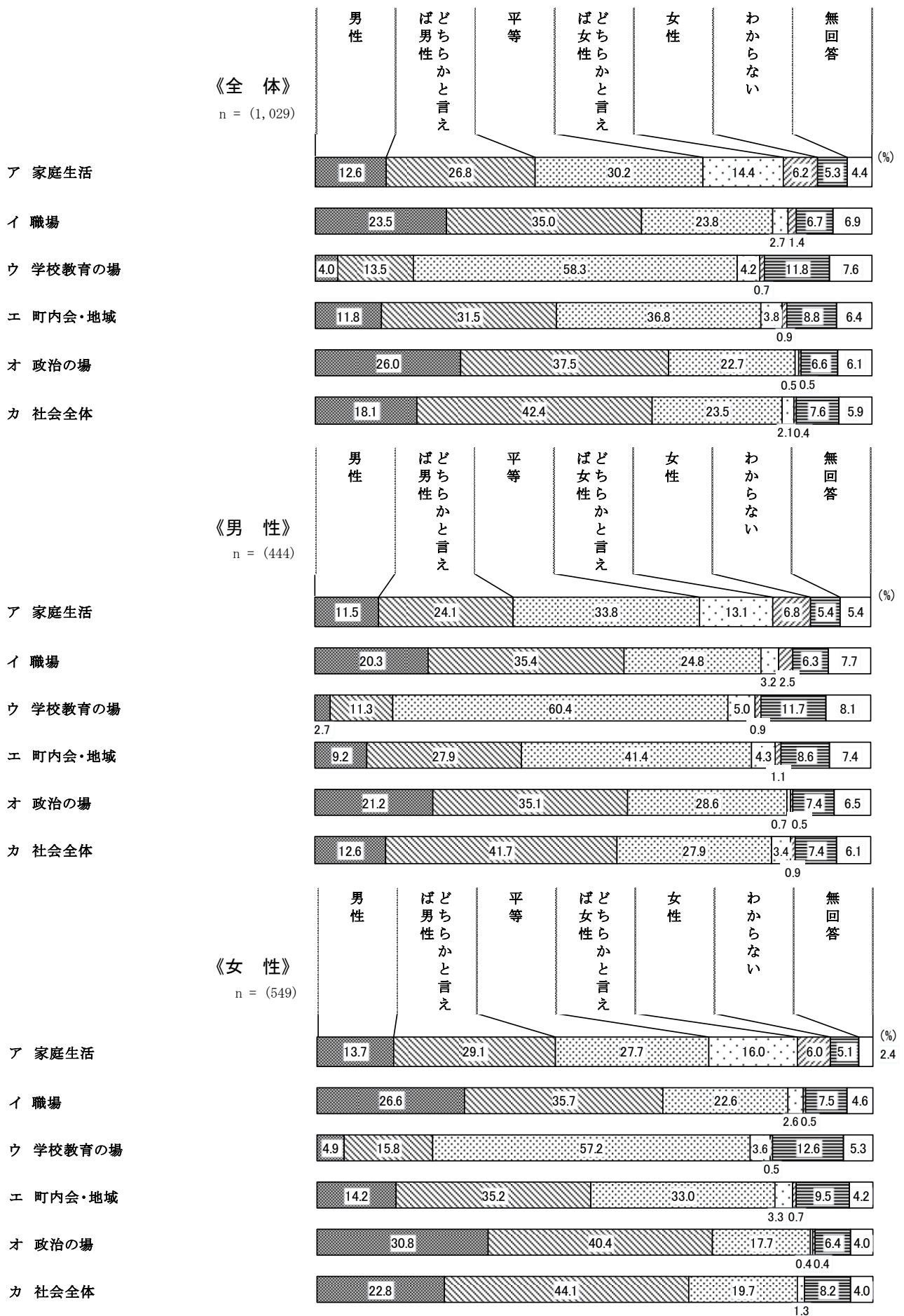
調査数	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	無回答
1,029	76	110	119	158	253	201	95	17
100.0	7.4	10.7	11.6	15.4	24.6	19.5	9.2	1.7

上段：件数 下段：%

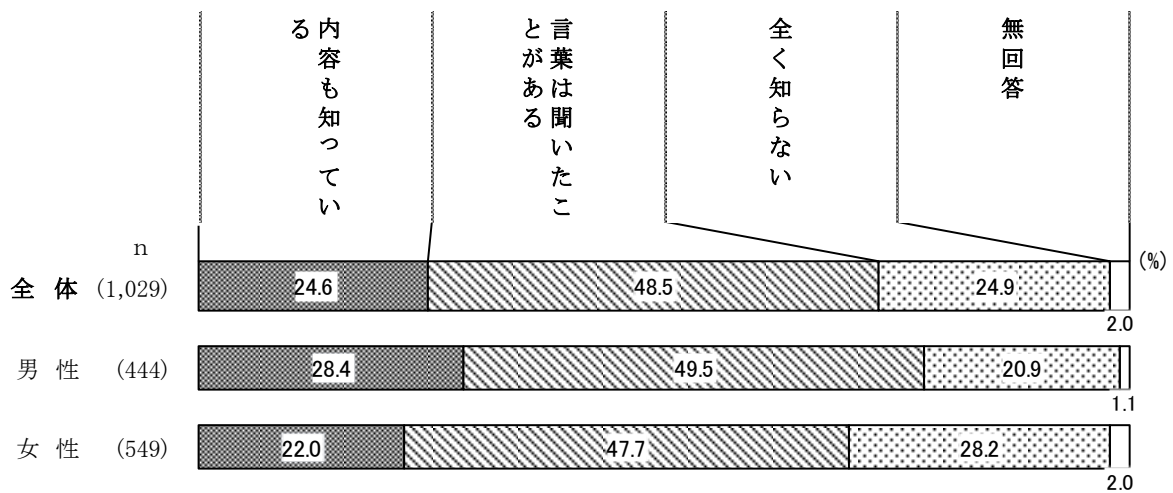
【図表1】 政策や方針を決定する立場や指導的地位に女性が少ない理由



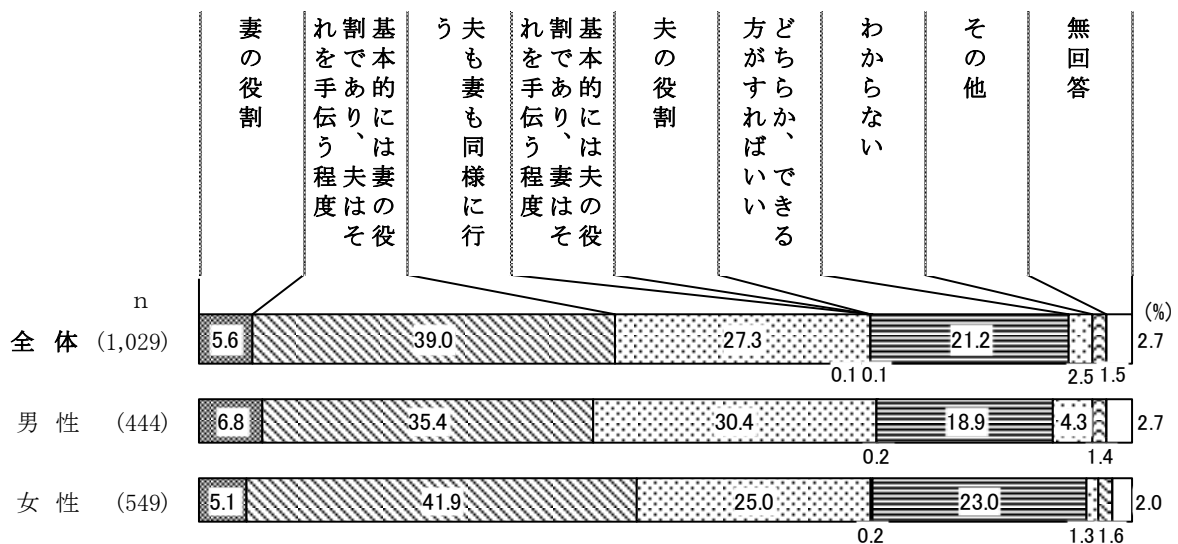
【図表2】 男女地位の優遇度



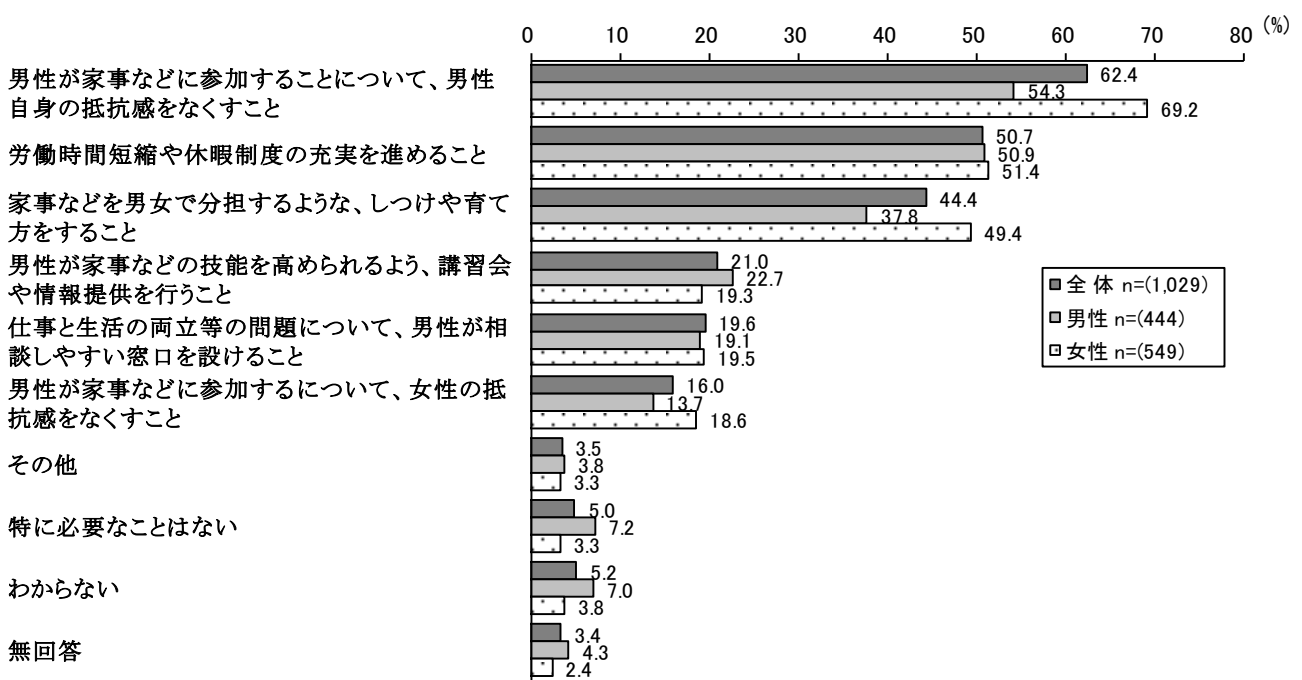
【図表3】 「男女共同参画社会」という言葉の認知度



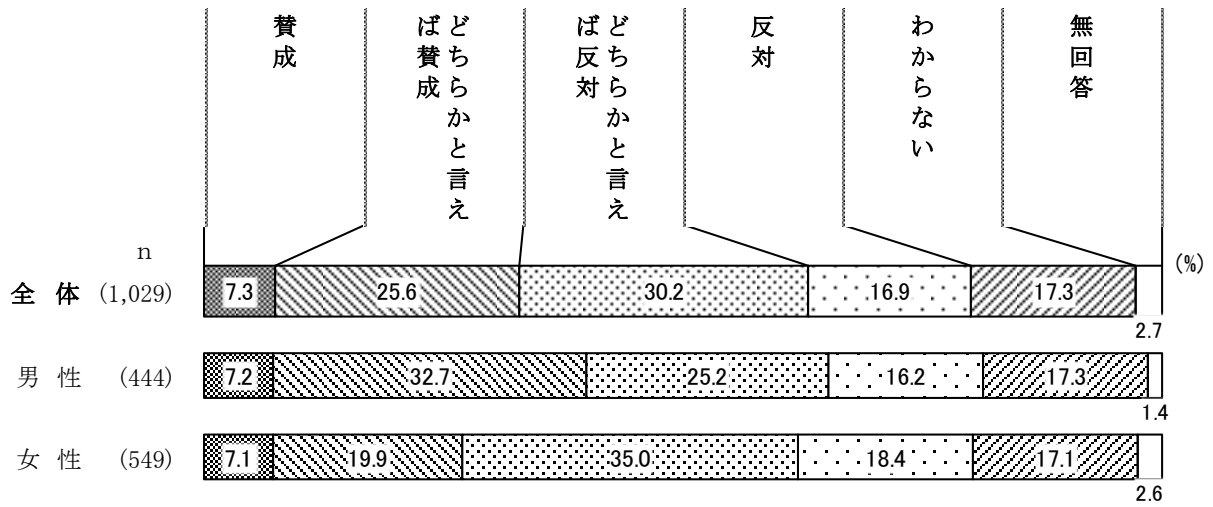
【図表4】 家庭での育児や家事の役割への考え



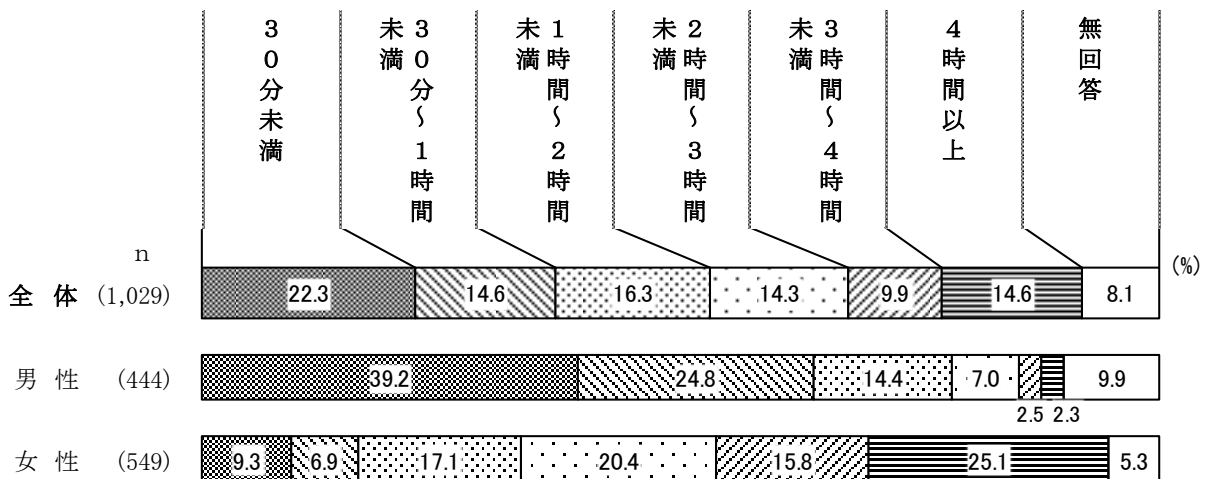
【図表5】 今後、男性が家事・子育てなどに積極的に参画していくため必要なこと



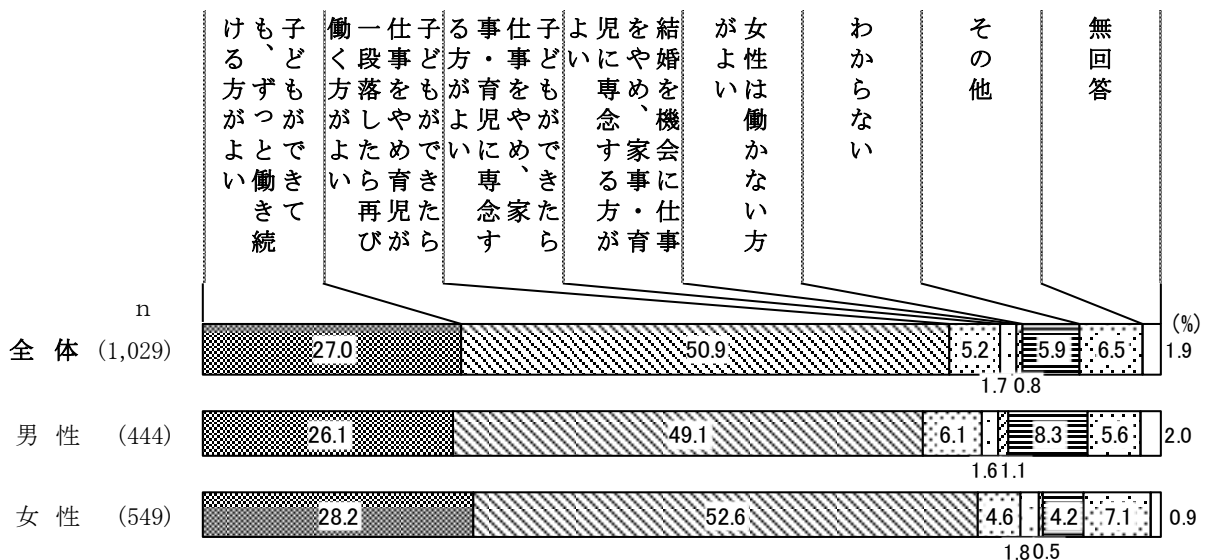
【図表6】 「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方への賛否



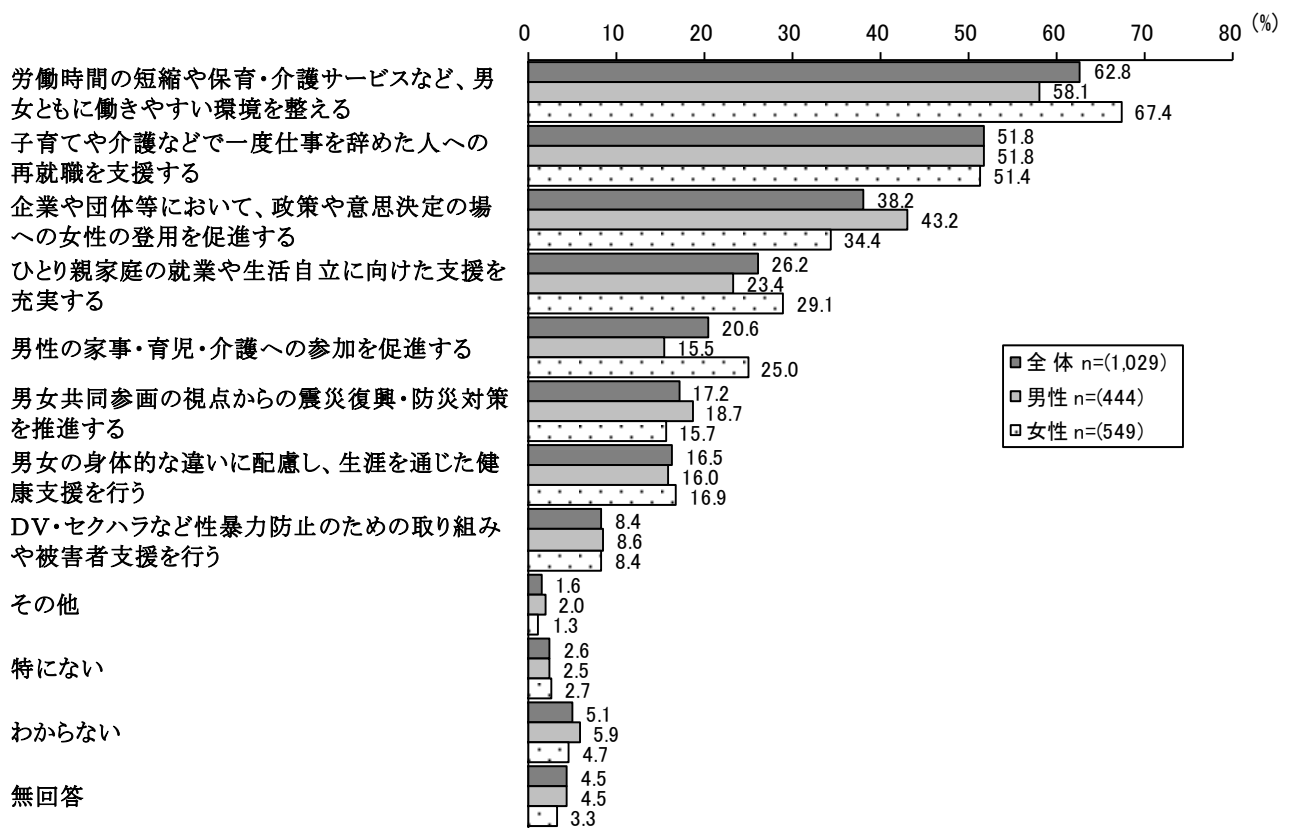
【図表7】 1日の家事時間（介護・看護・育児含む。）



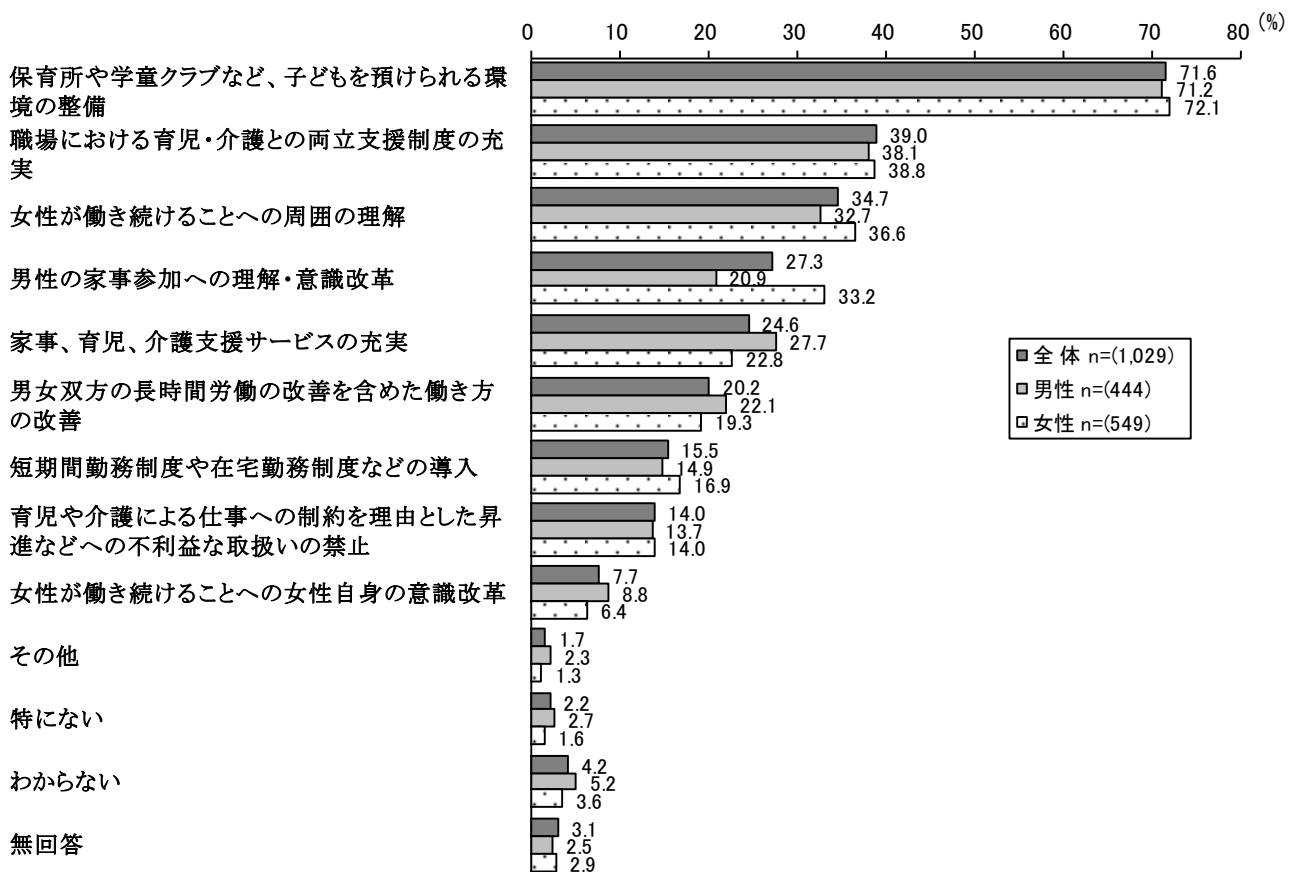
【図表8】 女性が働くことについての考え



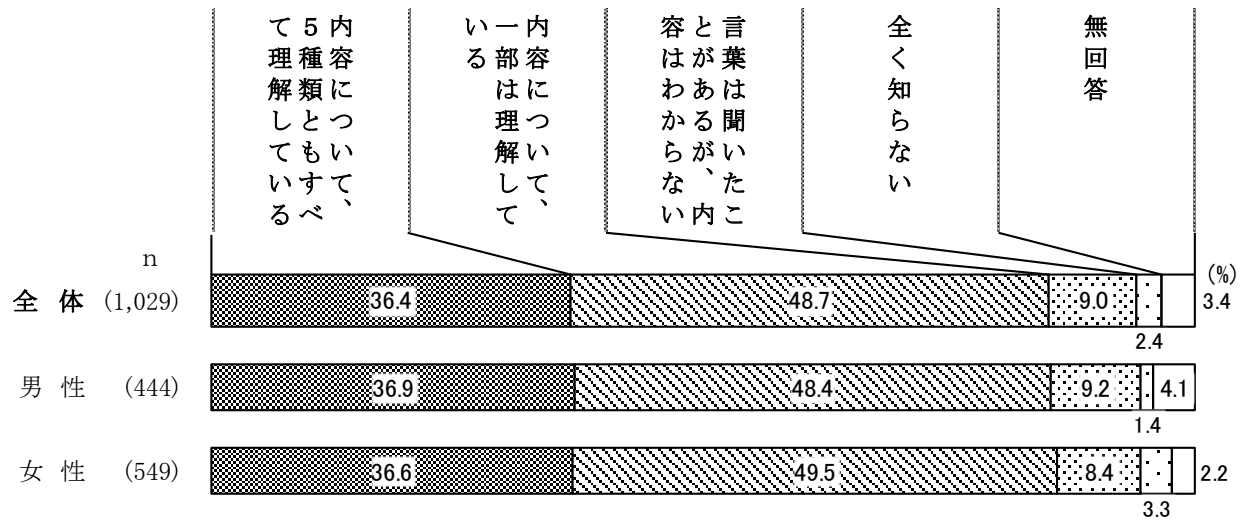
【図表9】 男女共同参画社会実現のため、市が特に力を入れていくべきこと



【図表10】 女性が出産後離職せずに同じ職場で働き続けるために必要なこと

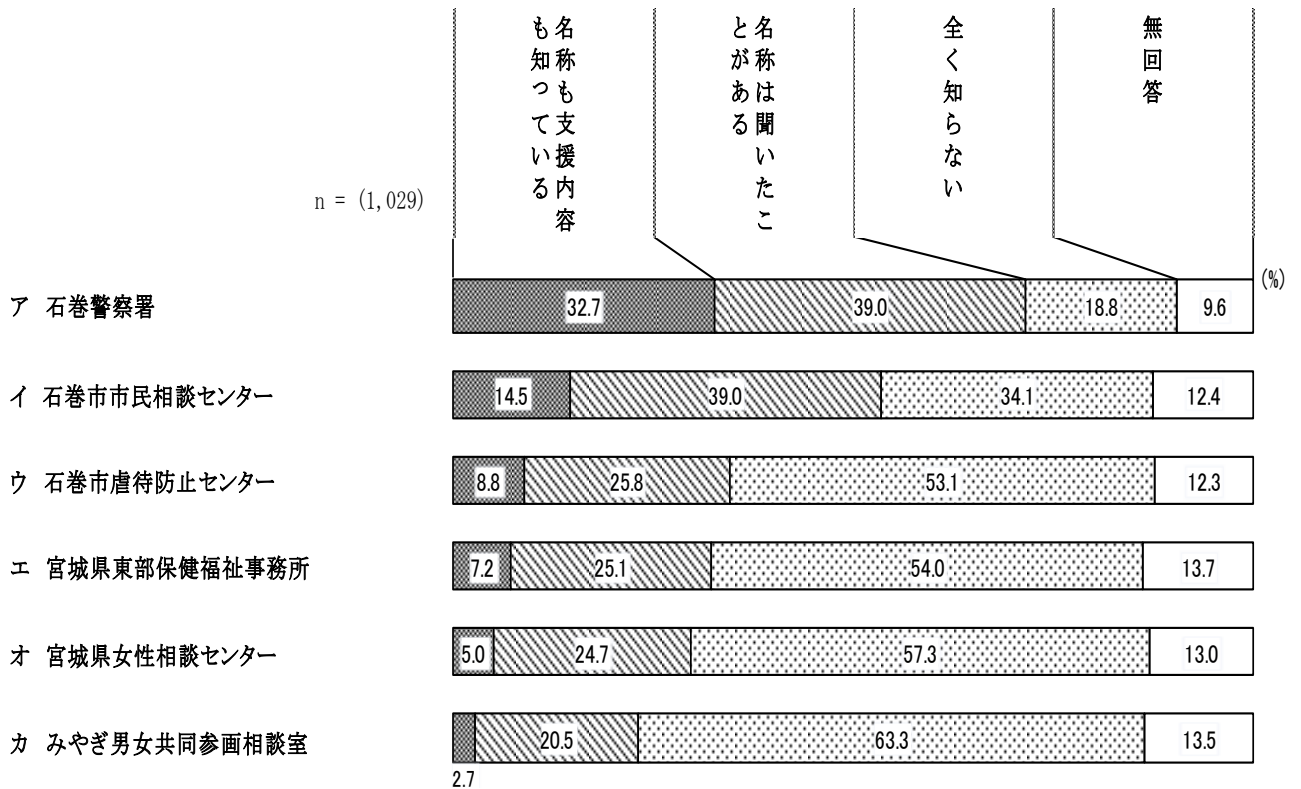


【図表 11】 DVの内容についての理解度

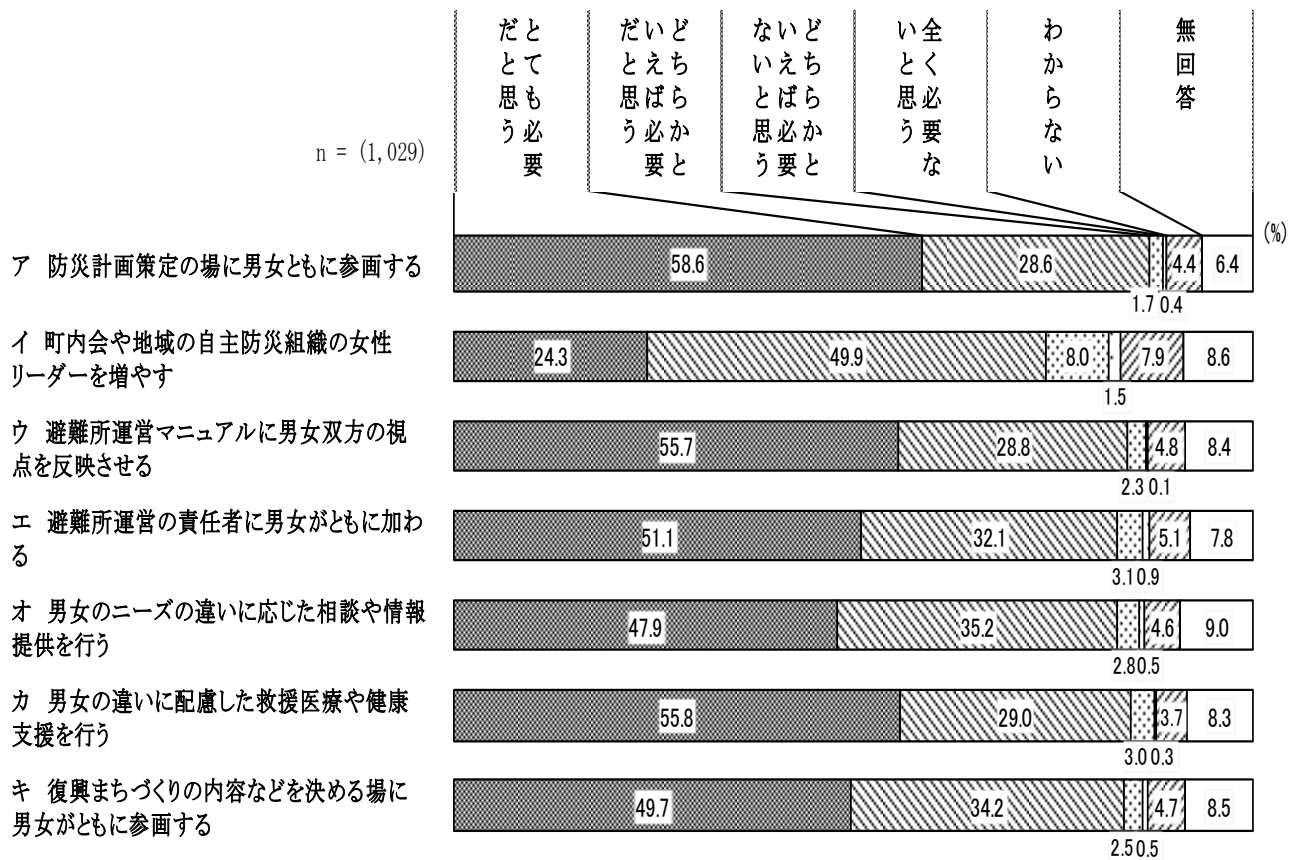


※DVの種類
 身体的暴力…殴る、蹴る、物を投げつけるなど
 精神的暴力…脅す、ののしる、卑下する、無視する、大切なものを壊すなど
 性的暴力…性行為を強要する、避妊に協力しないなど
 社会的暴力…行動の監視や制限をする、親・家族・友人との付き合いを制限するなど
 経済的暴力…生活費を入れない、借金を重ねる、外で働くことを妨害するなど

【図表 12】 セクハラ・DV相談窓口の認知度



【図表 13】 災害時の性別による違いに配慮した取組の必要性



2 計画策定の経緯

開催年月日	会議名・内容
平成28年 6月29日	関係各課ヒアリング調査（～30日） ・石巻市男女共同参画基本計画（第2次）の検証
平成28年 7月22日	第1回石巻市男女共同参画検討委員会 ・石巻市男女共同参画基本計画（第3次）（骨子案）について協議
平成28年 8月 9日	第1回石巻市男女共同参画推進本部幹事会 ・石巻市男女共同参画基本計画（第3次）（骨子案）について協議
平成28年 8月19日	第1回石巻市男女共同参画推進本部会議 ・石巻市男女共同参画基本計画（第3次）（骨子案）について協議
平成28年 9月 1日	第1回石巻市男女共同参画推進審議会 ・石巻市男女共同参画基本計画（第3次）（骨子案）について協議
平成28年 9月15日	石巻市市民意識調査（～10月7日）
平成28年10月 5日	第3次計画策定に係る意見交換会（市民・NPO団体）
平成28年10月17日	女性活躍推進に係る意見交換会（関係事業者等）
平成28年10月21日	第2回石巻市男女共同参画検討委員会 ・石巻市男女共同参画基本計画（第3次）素案の目次、体系、施策の方向等について協議
平成28年11月11日	第2回石巻市男女共同参画推進本部幹事会 ・石巻市男女共同参画基本計画（第3次）（案）について協議
平成28年11月21日	第2回石巻市男女共同参画推進本部会議 ・石巻市男女共同参画基本計画（第3次）（案）について協議
平成28年12月 2日	石巻市議会全員協議会 ・石巻市男女共同参画基本計画（第3次）（案）を報告
平成28年12月 2日	第3次基本計画案に関するパブリック・コメントの実施（～12月22日）
平成28年12月 9日	第2回石巻市男女共同参画推進審議会 ・石巻市男女共同参画基本計画（第3次）（案）の諮問及び審議
平成28年12月27日	石巻市男女共同参画推進審議会より答申
平成29年 1月16日	第3回石巻市男女共同参画推進本部幹事会 ・パブリック・コメントの結果及び第3次計画案に対する意見答申の報告 ・石巻市男女共同参画基本計画（第3次）（最終案）について協議
平成29年 2月 6日	第3回石巻市男女共同参画推進本部会議 ・パブリック・コメントの結果及び第3次計画案に対する意見答申の報告 ・石巻市男女共同参画基本計画（第3次）（最終案）について協議
平成29年 2月14日	石巻市男女共同参画基本計画（第3次）策定 市長決裁

3 石巻市男女共同参画推進条例

平成17年4月1日

条例第24号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 性別による人権侵害の禁止等（第8条—第10条）

第3章 基本的施策（第11条—第18条）

第4章 相談及び苦情処理（第19条・第20条）

第5章 男女共同参画推進審議会（第21条—第25条）

第6章 雑則（第26条）

附則

すべての人は、性別により差別されない平等な存在であり、その人権が尊重されるものでなければならない。

しかし、今なお様々な分野において、性別により役割を分ける考えや、それに基づく社会の制度や慣行が根強く残っており、男女の多様な生き方を妨げる要因となっている。

市が市民参画によるまちづくりを推進し、発展していくためにも、性別による固定的な役割分担意識を変革し、男女が互いにその人権を尊重し、個人の自由な意思による生き方を認め、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において真に対等なパートナーとして、責任を分かち合う、男女共同参画社会の実現が必要である。

男女が共に生き生きと暮らせる「思いやりのある男女共同参画社会の実現」に向けて、その推進についての基本理念を明らかにし、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民、事業者及び地縁団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって性別にかかわらず市民一人一人の個人としての生き方が尊重され、生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3）事業者 営利、非営利を問わず、市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- （4）地縁団体 一定の地域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- （1）男女が個人として尊重され、いかなる場合も等しく人権が保障されること。
- （2）男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が均等に確保されること。

- (3) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会制度又は慣行によって男女の活動が制限されることがなく、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野においてそれぞれ自らの意思と責任において、多様な生き方が選択できるよう配慮されること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
- (5) 男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、男性も共同して責任を持ち、職業生活その他の社会における活動とを両立できるよう配慮されること。
- (6) 男女が対等な関係の下に互いの性を理解し、尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する決定が尊重され、生涯にわたる健康に配慮されること。
- (7) 国際社会の動向に留意し、国際的な取組と協調して男女共同参画を推進すること。

(市の責務)

- 第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置及び男女共同参画の推進を阻害する要因の解消を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、男女共同参画推進施策を実施するに当たり、市民、事業者、地縁団体、国及び他の地方公共団体と協働し、又は連携するよう努めなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 市民は、男女共同参画推進施策に市、事業者及び地縁団体と協働して取り組むよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、事業活動に関し、男女が職場における活動に対等に参画していく機会の確保、職場における活動と家庭生活における活動とを両立することができる環境の整備等、男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 事業者は、男女共同参画推進施策に市、市民及び地縁団体と協働して取り組むよう努めるものとする。

(地縁団体の責務)

- 第7条 地縁団体は、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に男女が平等に参画し、能力を發揮できる環境を整備するよう努めるものとする。
- 2 地縁団体は、男女共同参画推進施策に市、市民及び事業者と協働して取り組むよう努めるものとする。

第2章 性別による人権侵害の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

- 第8条 何人も、次に掲げる人権侵害の行為を行ってはならない。
- (1) 職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における性別を理由とする差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント（職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における性的な言動又は性別による固定的な役割分担意識により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害する行為をいう。）

(3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者等（過去に配偶者関係にあったか否かにかかわらず親しい関係にある異性を含む。）に対し、精神的及び身体的苦痛を与える暴力的行為をいう。）

（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重）

第9条 生涯にわたり心身の健康が維持されるため、男女が互いの性を正しく理解し、対等な関係の下に妊娠、出産その他の性と生殖に関する決定が尊重されるよう配慮されるものとする。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第10条 何人も、広く市民に提供する情報においては、性別による人権侵害の禁止事項等を容認若しくは連想させ、又は助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策

（基本計画）

第11条 市長は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ石巻市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者及び地縁団体の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（実施状況の公表）

第12条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況について公表しなければならない。

（調査研究）

第13条 市は、男女共同参画の推進に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うものとする。

（推進体制の整備）

第14条 市は、男女共同参画の推進を図るため、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（参画機会の平等）

第15条 市は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動の意思決定の場において、男女間に参画する機会の格差が生じないよう啓発に努めるものとする。

2 市長は、附属機関等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女の委員の数がどちらか一方に偏ることのないよう努めるものとする。

3 市長は、市における政策の立案若しくは決定又は施策の実施において、参画の機会に係る男女間の格差の是正を図る必要があると認めるときは、必要な範囲内において、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民への支援）

第16条 市は、男女共同参画を推進する活動を行う市民又は関係団体の活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

2 市は、男女が互いの性を理解し、対等な関係の下に妊娠、出産その他の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されるよう、必要な情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(男女共同参画に関する教育及び学習の推進)

第17条 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育及び学習を通じて男女共同参画の推進に努めるものとする。

(普及啓発)

第18条 市は、男女共同参画に関する理解の促進のため、市民、事業者及び地縁団体に対する普及啓発及び必要な情報の提供等の広報活動に努めるものとする。

第4章 相談及び苦情処理

(相談への対応)

第19条 市長は、男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害の行為に関する相談を市民、事業者又は地縁団体から受けた場合には、関係機関等と協力連携し、迅速に問題解決を図るよう努めなければならない。

(苦情への対応)

第20条 市長は、市が実施する施策について、市民、事業者又は地縁団体から男女共同参画の推進に関する苦情の申出があった場合には、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第5章 男女共同参画推進審議会

(男女共同参画推進審議会)

第21条 市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、石巻市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関し、必要に応じ調査し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第22条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市長が適当と認める者

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の運営に関する委任)

第25条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

第6章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(最初の審議会の会議の招集)
- 2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき審議会の会議は、第24条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

4 石巻市男女共同参画推進本部設置要綱

（設置）

第1条 石巻市男女共同参画推進条例（平成17年石巻市条例第24号）に基づき、本市の男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るため、石巻市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）石巻市における男女共同参画の推進及び総合調整に関すること。
- （2）石巻市男女共同参画基本計画の進行管理に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、本市の男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項に関すること。

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、復興担当審議監、復興政策部長、総務部長、財務部長、復興事業部長、河北総合支所長、雄勝総合支所長、河南総合支所長、桃生総合支所長、北上総合支所長、牡鹿総合支所長、生活環境部長、健康部長、福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、会計管理者、教育委員会教育長及び同委員会事務局長をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、本部を代表し、会務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

2 本部員が出席できないときは、当該本部員の指名する者が代理して出席することができる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（幹事会）

第6条 第2条に掲げる事項を調査検討するため、本部に石巻市男女共同参画推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、復興政策部長をもって充て、副幹事長は、復興政策部次長をもって充てる。

- 4 幹事は、総務部長、財務部長、復興事業部長、河北総合支所長、雄勝総合支所長、河南総合支所長、桃生総合支所長、北上総合支所長、牡鹿総合支所長、生活環境部長、健康部長、福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長及び教育委員会事務局長が自らの属する部又は総合支所の職員のうちから指名する者をもって充てる。この場合において、男女いずれか一方の幹事の数、幹事の総数の10分の4未満とならないように努めるものとする。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長がその議長となる。
- 6 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、副幹事長がその職務を代理する。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（検討委員会）

第7条 幹事会が行う調査検討事項について、幹事会の指示に基づき専門的に調査研究するため、石巻市男女共同参画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

- 2 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、復興政策部次長をもって充て、副委員長は、復興政策部地域協働課長をもって充てる。
- 4 委員は、職員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないように努めるものとする。
- 5 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 委員長は、調査研究した結果を幹事会に報告する。

（庶務）

第8条 本部、幹事会及び検討委員会の庶務は、復興政策部地域協働課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

（以下略）

5 石巻市男女共同参画推進審議会委員名簿

平成 28 年 6 月 1 日現在

(50 音順、敬省略)

	委員名	委員の役職等
1	◎会長 浅野 富美枝	宮城学院女子大学 生活科学部生活文化デザイン学科特任教授
2	○副会長 阿部 邦英	石巻市教育委員会委員長
3	阿部 紀代子	石巻市女性人材リスト登録者
4	阿部 恵	石巻市水産加工業協同組合総務課長
5	佐藤 晴子	宮城県環境生活部共同参画社会推進課 男女共同参画推進専門監
6	佐藤 大介	一般社団法人石巻青年会議所理事長
7	田中 憲夫	石巻人権擁護委員協議会委員
8	藤田 浩史	石巻公共職業安定所統括職業指導官
9	吉田 和美	石巻市女性人材リスト登録者
10	リチャード・ ハルバーシュタット	石巻市復興まちづくり情報交流館中央館館長

(任期：平成 27 年 3 月 13 日～平成 29 年 3 月 12 日)

6 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第 78 号

改正 平成十一年七月十六日法律第 102 号

平成十一年十二月二十二日法律第 160 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

7 男女共同参画に関する行政関係年表

年	世界	国	県	石巻市
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年 国際婦人年世界会議をメキシコシティで開催(世界行動計画を採択) 国連婦人の十年を宣言 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議設置 婦人問題担当室を設置 		
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の十年スタート(～1985年) 	<ul style="list-style-type: none"> 民法一部の改正(離婚後も婚姻中の姓を称し得る制度の創設) 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人行政窓口を生活環境部県民課に設置 	
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館 		
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 			
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」中間年世界会議をコペンハーゲンで開催(国連婦人の十年後半期行動プログラムを採択) 	<ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約に署名 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人関係行政推進庁内連絡会議を設置 	
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約発効 ILO第156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)の採択 女子差別撤廃条約発効 	<ul style="list-style-type: none"> 民法及び家事審判法の一部改正(配偶者の相続分1/3→1/2へ引き上げ等) 男女別定年制に無効判決(最高裁) 「国内行動計画後期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 生活福祉部婦人青少年課設置 婦人問題懇談会を設置 	
1984年 (昭和59年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国籍法」・「戸籍法」改正(父系血統主義から父母両系血統主義へ、昭60年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 「みやぎ婦人施策の方向—21世紀への助走—」を策定 	
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国際婦人の十年」最終年世界会議をナイロビで開催(西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」公布(昭61年施行) 国民年金法の一部改正(婦人の年金権の確立、昭61年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 北海道・東北・関東地区婦人問題推進地域会議を開催 	
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部拡充(構成を全省庁に拡大) 婦人問題企画推進有識者会議開催 		
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定 		
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 		<ul style="list-style-type: none"> 「みやぎ婦人施策推進基本計画—男女共同参加型社会の形成をめざして—」を策定 	
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> 西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)を策定 「育児休業法」公布(平4年施行) 		

年	世界	国	県	石巻市
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> 初の婦人問題担当大臣を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 生活福祉部女性政策課設置 女性問題懇談会設置 	
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> 世界人権会議をウィーンで開催 	<ul style="list-style-type: none"> 短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律（パートタイム労働法）公布施行 	<ul style="list-style-type: none"> 環境生活部女性政策課に組織改正 	<ul style="list-style-type: none"> 旧石巻市において、教育委員会に婦人青少年担当配置
1994年 (平成6年)		<ul style="list-style-type: none"> 総理府に男女共同参画室を設置 男女共同参画審議会設置（政令） 男女共同参画推進本部設置 		
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議を北京で開催（「北京宣言及び行動綱領」を採択） 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化） ILO第156号条約批准 		
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進連絡会議（えがりてネットワーク）発足 「男女共同参画ビジョン」答申（男女共同参画審議会） 「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進委員会設置 	<ul style="list-style-type: none"> 旧石巻市において、企画部女性青少年対策室に組織改正 旧石巻市において、男女共生プラン策定懇談会設置
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正公布（平11年全面施行） 「介護保険法」公布 		
1998年 (平成10年)			<ul style="list-style-type: none"> 「みやぎ男女共同参画推進プラン」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 旧石巻市において、「いしのみぎ男女共生プラン」を策定 旧石巻市において、企画部女性施策推進室に組織改正
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」及び「労働基準法」改正施行 「男女共同参画社会基本法」公布施行 「食料・農業・農村基本法」公布施行 	<ul style="list-style-type: none"> 環境生活部女性青少年課に組織改正 「みやぎの女性史」発行 	
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性2000年会議」を開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 第1次「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布施行 		
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」公布施行 第1回男女共同参画週間 「育児・介護休業法」改正 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進課を設置 宮城県男女共同参画推進条例公布施行 男女共同参画審議会設置 	

年	世界	国	県	石巻市
2002年 (平成14年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談設置		
2003年 (平成15年)		・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「少子化社会対策基本法」公布施行 ・女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告審議 ・「次世代育成支援対策推進法」公布施行	・「宮城県男女共同参画基本計画」を策定	
2004年 (平成16年)		・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」改正施行 ・「育児・介護休業法」改正		・旧石巻市において、企画部男女共同参画推進室に組織改正 ・旧石巻市において、男女共同参画推進条例施行
2005年 (平成17年)	・国連「北京+10」世界閣僚級会合開催（ニューヨーク）	・第2次「男女共同参画基本計画」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		・1市6町で合併 ・新市において男女共同参画推進条例施行 ・男女共同参画推進審議会設置
2006年 (平成18年)		・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女雇用機会均等法」改正施行 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定		・「石巻市男女共同参画基本計画」を策定
2007年 (平成19年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」改正施行 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」改正施行 ・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
2008年 (平成20年)		・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出		

年	世界	国	県	石巻市
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」改正 「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 共同参画社会推進課設置 	
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 第3次「男女共同参画基本計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> 機構改革により、男女共同参画推進室と市民活動推進課が統合され、企画部市民協働推進課に組織改正
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> 「APEC女性と経済サミット」(WES)開催サンフランシスコ宣言採択 		<ul style="list-style-type: none"> 「宮城県男女共同参画基本計画(第2次)」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「石巻市男女共同参画基本計画(第2次)」を策定
2012年 (平成24年)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画を策定 		
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」一部改正 「男女雇用機会均等法」改正 		<ul style="list-style-type: none"> 「石巻市男女共同参画基本計画(第2次)概要版(中期)」を策定
2014年 (平成26年)		<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」一部改正 「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置 		
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> 第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20」)開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」公布・一部施行 「第4次男女共同参画基本計画」を策定 		<ul style="list-style-type: none"> 「石巻市男女共同参画基本計画(第2次)概要版(後期)」を策定
2016年 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」改正 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」完全施行 「男女雇用機会均等法」改正 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行されたことを受け「宮城県特定事業主行動計画」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行されたことを受け「石巻市特定事業主行動計画(女性活躍推進)」を策定
2017年 (平成29年)			<ul style="list-style-type: none"> 「宮城県男女共同参画基本計画(第3次)」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「石巻市男女共同参画基本計画(第3次)」を策定

8 用語の解説

(内閣府「男女共同参画関連用語」等から抜粋)

【あ行】

育児参加休暇

妻の出産予定日8週間（多胎14週間）前から出産日以降8週間までに5日以内取得できる休暇のこと。当該子又は小学校就学前の子を養育するため男性職員が取得できる休暇のこと。（第1子の産前期間のみ養育すべき子がいないため取得不可。）

育児休業

原則として1歳未満の子を養育するために取得できる休業。ただし、保育所等の利用を希望しているものの、子どもを保育所等に預けられないといった事情がある場合は、1歳6か月まで休業を延長することができる。（各企業等においてより広い内容の制度とすることは望ましい。）

石巻がんばっちゃテレワーカー

石巻市被災地域テレワーク推進事業により構築したシステムを利用し、テレワーク（オフィス以外の在宅等でパソコンやインターネットを利用した働き方）をしている人。

石巻市虐待防止センター

児童・高齢者・障害者への各種虐待とDVの相談や通報に対応する部署として、平成25年4月より石巻市福祉部に設置された組織。それまで虐待防止の法律を所管する各部署で行っていた対応を包括的に行う。

石巻市NPO支援オフィス

市民公益活動支援施設として、市民公益活動団体の活動支援の拠点並びに市民公益活動団体、市民、事業者及び市の連携・交流の場所を提供するため市が設置。

石巻市父子手帖

安心して子どもを産み育てられる石巻を目指すため、子育て支援の一環として、父親の子育て参画に着目し、これから子どもを持つ父親に向けて作成したもの。平成28年4月より配付。

M字カーブ

日本の女性労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になる。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにある。なお、国際的にみると、台字型に近くなっている国が多い。

NPO

「民間非営利組織」。福祉、人権、環境、開発、途上国への援助等の分野で活動を行う市民団体で政府の活動と区別される民間活動を行う組織や団体。

【か行】

介護休業

要介護状態にある家族を介護するために取得できる休業。通算93日まで、3回を上限に分割して休業することができる。（各企業等においてより広い内容の制度とすることは望ましい。）

※要介護状態とは、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態のこと。

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

キャリア教育

性別に関わりなく、将来、社会人・職業人として自立する上で必要な能力や態度を育てるとともに、自己の適性等を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育成する教育。

くるみん

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業が、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣から受ける認定のこと。

さらに、平成27年4月1日より、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業を評価しつつ、継続的な取組を促進するため、新たにブラチナくるみん認定もはじまっている。

グローバル化

資本や労働力の移動が活発化し、貿易や投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。

子育て支援センター

育児不安や孤立感を持つ父親・母親のために、育児に関する相談や各種情報を提供するとともに、子育てサークルの育成支援や親子教室等を通して、子育て家庭の交流の場として利用できる施設。

子育て世代包括支援センター

未来の石巻市を担う子どもたちを安心して産み・育てることができる環境を目指し、妊娠・出産・子育てに関して切れ目のない支援を実施している。総合窓口、相談支援の拠点として、石巻市福祉部子育て支援課及び各総合支所保健福祉課に設置している。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

「男は仕事、女は家事」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等が主な例である。

子どもセンター「らいつ」

0歳から18歳までの子どもを対象に、健全な遊びと安心して過ごすことができる居場所を提供し、子どもの健康を増進し、社会参加をすすめるために平成26年1月に児童館として開館した。石巻の活性化のために、子どもたちが中心となって運営をする施設。

コミュニティ形成支援補助金

住民主体による地域づくりのためのコミュニケーション形成を推進するために、東日本大震災からの復興を目指す町内会等の自治組織の活動に対し助成を行っている。

【さ行】

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として平成27年8月に施行。

男女共同参画基本法の基本理念にのっとり、女性活躍推進の基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、事業主の行動計画の策定や、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている。

また、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業が申請を行うことにより、厚生労働大臣から「えるぼし認定」を受けることができる。

女性のチカラを活かす企業認証制度

女性も男性も働きやすい職場づくりやワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組む企業を応援するために、宮城県で認証している制度。

また、認証を受けた企業のうち特に優れた取組を行っている企業はゴールド認証企業となる。

ストーカー

特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことによる怨念の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族等に対してつきまとい等を繰り返し行う者のこと。

性的指向

恋愛対象が誰であるかを示す概念。対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等がある。

性的マイノリティ（性的少数者）

性自認（性別に関する自己意識）や性的指向に関する少数者の総称。

主な性的少数者を「LGBT」と言い、Lはレズビアン（女性同性愛者）、Gはゲイ（男性同性愛者）、Bはバイセクシャル（両性愛者）、Tはトランスジェンダー（生まれた時に法律的・社会的に割り当てられた性別にとらわれない性別の在り方を持つ人）を指し、性同一性障害を含む広い概念である。

性同一性障害

生物学的な性と性別に関する自己意識が一致しないため、社会生活に支障がある状態。

セクシュアル・ハラスメント（石巻市男女共同参画推進条例第8条）

職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における性的な言動又は性別による固定的な役割分担意識により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害する行為。

【た行】

ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や年齢、国籍等に関わりなく、多様な個性を持つ一人ひとりが力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

ダブルケア

晩婚化・晩産化等を背景に育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に引き受ける状態のこと。

多文化共生社会

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、社会の構成員として共に生きていく社会のこと。

男女共創セミナー

石巻市男女共同参画基本計画を広く市民に周知するとともに、男女共同参画についての理解を深めてもらうことにより、男女共同参画社会形成の促進を図ることを目的にしたセミナー。

男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画することをいう。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことをいう。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成11年に制定された法律。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。

男女共同参画週間

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」として設けている。

この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施している。

男性中心型労働慣行

勤続年数を重視しがちな年功的な処遇のもと、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行のこと。

地縁団体

一定の地域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のこと。

出前講座

市民要望により、学習したい市の事業等について、市の職員が講師となり、各地域や団体を訪問し講座を実施するもの。

デートDV

婚姻していない恋人間で起こるドメスティック・バイオレンスのこと。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者やパートナー等の親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）から振るわれる暴力のこと。DV防止法では、「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあたる者を含む）からの身体に対する不法な攻撃で生命・身体に危害を及ぼすもの又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（過去に受け、婚姻関係の解消後も、配偶者であった者から引き続き受ける攻撃・言動を含む）」を「配偶者からの暴力」としている。

【は行】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

被害者が男性の場合もこの法律の対象となるが、被害者の多くは女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれている。

ハラスメント

本人の意図に関係なく、他者に対する発言や行動等が相手を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、脅威を与えることを指す。

厚生労働省の指針や提言では、職場におけるハラスメントに関して、セクシュアル・ハラスメントのほかに、職務上の地位や人間関係等の職場での優位性を背景に、業務の適切な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為や、妊娠・出産、育児や介護のための制度の利用等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動について規定している。

※ハラスメントには、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント等がある。

ポジティブ・アクション

「ポジティブ・アクション」（積極的改善措置）とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施するもの。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

【ら行】

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年にカイロで開催された国際人口・開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要である。